

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 3.12.15可決 参議院 12.20総務委員会付託 12.20本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

##### 一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和3年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 令和3年度の臨時財政対策債の一部の償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。
- 3 令和3年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とする。

##### 二、地方交付税の総額の特例

- 1 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を8,500億円減額する。
- 2 令和3年度に活用することとしていた地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめる。
- 3 国の補正予算により増額された令和3年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるようとする。

##### 三、この法律は、公布の日から施行する。

#### 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 3.12.15可決 参議院 12.20経済産業委員会付託 12.20本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）による助成等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正

- 1 特定半導体とは、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な大量の情報を高速度で処理することを可能とする半導体であって、国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するものとする。
- 2 事業者は、単独又は共同して、特定半導体生産施設整備等計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 3 主務大臣は、2の認定の申請があった特定半導体生産施設整備等計画が、主務大臣の定める指針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。また、主務大臣は、2の認定をしたときは、機構に当該認定をした旨を通知するものとする。
- 4 機構は、2の認定を受けた事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために、必要な資金に充てるための助成金の交付及び必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給

等の業務を行う。

二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

1 機構の行う業務に一の4の業務を追加する。

2 機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する助成金の交付業務に要する費用に充てるための基金を設ける。

三 施行期日

この法律は、令和4年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (3.12.20 経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 令和三年度補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における特定半導体基金の設置を速やかに進め、国内における特定半導体及びその生産に必要不可欠な半導体材料等の安定的な生産の確保に資するための施策に早急に着手すること。

二 特定半導体生産施設整備等計画の認定に当たっては、認定手続の客観性を担保するための明確かつ適切な認定基準を早期に定め、事業者による認定申請を促すとともに、半導体産業に精通した外部専門人材等の有識者の活用に努めるなど、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すこと。

三 特定半導体生産施設整備等事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者の事業のみにとどまらず、我が国の半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資すること。

四 特定半導体基金による助成の実施が多額の国費を用いるものであることに特に留意し、国内における特定半導体の安定的な生産の確保に向けて事業者と連携して認定計画の着実な実施に努めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における基金の複数年度にわたる適正な管理・運用のための体制整備を遺漏なく行うこと。また、当分の間、基金事業による特定半導体の生産施設整備、生産確保の状況及び事業者への助成の効果等について、政府において責任を持って把握して国会へ報告し、国民の利益にかなう説明を行うこと。

五 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状を踏まえ、政府におけるこれまでの半導体政策について十分に検証を行うこと。また、その評価を踏まえて、今後における中長期的な内外の諸情勢の変化に対応して、我が国の既存半導体工場の刷新も含めた安定的な半導体供給の確保及び半導体に関わる川上から川下に至る関連産業の競争力の強化・育成が継続的に行われるよう、今後の総合的な政策の在り方について更に検討を進めるとともに、次世代半導体の研究・開発の支援について必要な予算を確保すること。

六 我が国において、半導体産業の人材が不足している現状等に対処するため、大学・高等専門学校等における関連学科の魅力度の向上を始めとする人材育成の長期的な取組のほか、シニアエンジニアの活用や海外からの人材受入れに必要な取組を行うこと。あわせて、機微な技術や情報を有している人材の海外流出に歯止めをかける実効的措置を検討すること。

右決議する。

## 本院議員提出法律案

### 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

### 現下の経済状況を好転させるための当分の間の措置として消費税の税率を引き下げるために講すべき措置に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国経済の長期にわたる低迷等に鑑み、現下の経済状況を好転させるための当分の間の措置として、地方消費税を含む消費税の税率を一律に100分の5とするため、消費税の税率を引き下げる特例を設けるものとし、このために講すべき措置について定めるものである。

### 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延の防止に関する措置等により経営に影響を受けた事業者の事業の運営に支障が生じないよう、その事業の規模に応じた必要かつ十分な支援を迅速に行うため、当該事業者に対する給付金の支給等に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

### 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 3.12.15可決 参議院 12.17内閣委員会付託 12.20本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、権利の差押え等の禁止

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

#### 二、金銭等の差押えの禁止

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

#### 三、定義

この法律において「令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和3年11月26日に閣議において決定された令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金又は令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、次に掲げるものをいう。

- 1 子育て世帯への支援の観点から支給されるもの
- 2 低所得者世帯への支援の観点から支給されるもの

#### 四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 3.12.15可決 参議院 12.15議院運営委員会付託 12.20本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第35条の規定にかかわらず、令和4年7月31日までの間は、歳費月額に100分の80を乗じて得た額とすること。

#### 二、この法律は、令和4年1月1日から施行すること。

## 予 算

### 令和三年度一般会計補正予算（第1号）

### 令和三年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院 3.12.15可決 参議院 12.15予算委員会付託 12.20本会議可決）

#### 【概要】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から、持ち直しつつある。こうした中、政府は、感染拡大防止に取り組みつつ、ウィズコロナの下で、早期に社会経済活動を再開し、「成長と分配の好循環」を実現するため、令和3年11月19日に事業規模78.9兆円（財政支出55.7兆円）の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和三年度補正予算は、「16か月予算」として令和3年11月26日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剩余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止18兆6,059億円、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え1兆7,687億円、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動8兆2,532億円、防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保2兆9,349億円、国債整理基金特別会計へ繰入2兆2,682億円、地方交付税交付金3兆5,117億円等が追加された一方、既定経費1兆5,665億円（うち国債費の減額1兆3,218億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入6兆4,320億円の増収とともに、税外収入1兆3,516億円の増収を見込むほか、前年度剩余金受入6兆1,479億円、公債金22兆580億円（建設公債2兆8,270億円、特例公債19兆2,310億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は35兆9,895億円となり、これを加えた令和三年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに142兆5,992億円となった。

#### 令和三年度補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正	歳入の補正
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止 18兆6,059億円	1. 租税及印紙収入 6兆4,320億円
2. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え 1兆7,687億円	2. 税外収入 1兆3,516億円
3. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動 8兆2,532億円	3. 前年度剩余金受入 6兆1,479億円
4. 防災・減災、国土強靭化の推進など 安全・安心の確保 2兆9,349億円	4. 公債金 22兆580億円
小 計 (経済対策関係経費) 31兆5,627億円	(1) 建設公債 2兆8,270億円 (2) 特例公債 19兆2,310億円
5. その他の経費 2,135億円	
6. 国債整理基金特別会計へ繰入 2兆2,682億円	
7. 地方交付税交付金 3兆5,117億円	
8. 既定経費の減額 ▲1兆5,665億円	
合 計 (A) 35兆9,895億円	合 計 35兆9,895億円
当初予算額 (B) 106兆6,097億円	106兆6,097億円
補正後予算額 (A) + (B) 142兆5,992億円	142兆5,992億円

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料より作成

## 予備費等承諾を求めるの件

### 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から3年3月23日までの間に使用を決定した金額は9兆1,420億円で、その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費3兆3,791億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費1兆1,978億円、持続化給付金の支給に必要な経費9,150億円などである。

### 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から3年3月29日までの間に使用を決定した金額は2,838億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費437億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費315億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費298億円などである。

### 令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

特別会計予備費予算額7,944億円のうち、令和2年12月15日に使用を決定した金額は550億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費である。

### 令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

令和2年12月15日に決定した経費増額総額は1,000億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額である。

## 決算その他

### 令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 3.12.21決算委員会付託 継続審査)

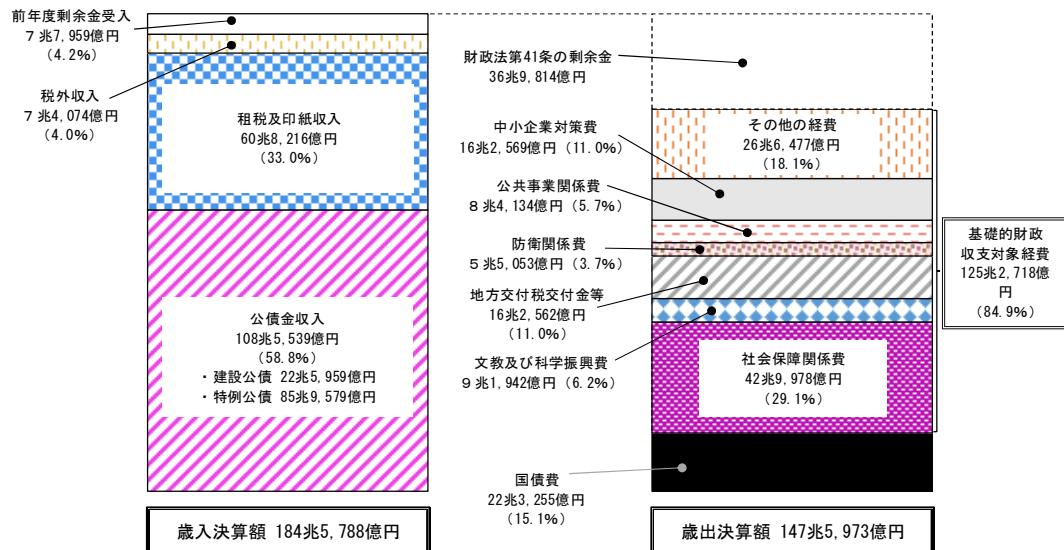
令和二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は184兆5,788億円、歳出決算額は147兆5,973億円であり、差引き36兆9,814億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和3年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は4兆5,363億円である。

令和二年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は417兆5,611億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は404兆5,188億円である。

令和二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は82兆2,569億円であり、資金からの支払命令済額は18兆750億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は62兆7,496億円であるため、差引き1兆4,322億円の残余を生じた。

令和二年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆958億円、支出済額を合計した支出決算額は8,040億円である。

#### 〈令和二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ( ) 内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

### 令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 3.12.21決算委員会付託 継続審査)

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書における2年度中の国有財産の差引純増加額は7兆3,885億円、2年度末現在額は117兆2,598億円である。

### 令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 3.12.21決算委員会付託 継続審査)

令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書における2年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は204億円、2年度末現在額は1兆2,142億円である。

## N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。